

令和3年度

教育委員会定例会
(12月)

令和3年12月10日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和3年12月10日(金) 午後3時
場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

議案第23号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について (P 2)

議案第24号 令和3年度 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について (P12)

議案第25号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について
(P14)

5 報告

(1) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について (P18)

(2) 第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画について (P19)

(3) 文部科学大臣表彰「社会教育功労者表彰」について (P21)

(4) 鹿屋市市民交流センターの指定管理等の在り方見直しについて (P22)

(5) 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について (P23)

(6) 鹿屋市事務決裁規程の一部改正について (P29)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第23号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年12月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が、令和2年10月に公布されたことにより、本校の教育内容を充実させるため、令和4年4月1日から学則(教育課程)を改正するもの。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則（平成20年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「45時間」を「30時間から45時間」に改める。

第10条第3号中「学校教育法施行規則」を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」に改める。

第17条第2項及び第20条中「すでに」を「既に」に改める。

第21条中「100単位」を「108単位」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第21条関係）

教育課程及び単位

区分	教育内容	単位	時間	学科目	単位	時間	備考
基礎分野	科学的思考 の基盤	4	105	情報科学	2	45	
				論理学	1	30	
				心理学	1	30	
	人間と人間 生活の理解	10	255	人間関係論	1	30	
				生物学	1	30	
				外国語Ⅰ	1	30	
				外国語Ⅱ	1	30	
				教育学	1	30	
				倫理学	1	30	
				体育Ⅰ	1	15	
				体育Ⅱ	1	15	
				社会・家族論	1	30	
	文化人類学	1	15				
小計	14	360		14	360		
専門基礎 分野	人体の構造 と機能	9	210	解剖生理学Ⅰ	1	30	
				解剖生理学Ⅱ	2	45	
				解剖生理学Ⅲ	2	45	
				解剖生理学Ⅳ	2	45	
				栄養学	1	15	

			生化学	1	30		
疾病の成り立ちと回復の促進	8	225	微生物学	1	30		
			薬理学	1	30		
			病理学（総論）	1	30		
			疾病・治療論Ⅰ	2	60		
			疾病・治療論Ⅱ	2	45		
			疾病・治療論Ⅲ	1	30		
社会保障制度と生活者の健康	6	105	公衆衛生学	1	30		
			社会福祉Ⅰ	1	15		
			社会福祉Ⅱ	1	15		
			総合保健医療論	1	15		
			関係法規	1	15		
			健康科学論	1	15		
小計	23	540		23	540		
専門分野	基礎看護学	13	375	基礎看護学概論Ⅰ	1	30	
				基礎看護学概論Ⅱ	1	30	
				基礎看護学方法論Ⅰ	2	45	
				基礎看護学方法論Ⅱ	3	90	
				基礎看護学方法論Ⅲ	2	60	
				基礎看護学方法論Ⅳ	1	30	
				基礎看護学方法論Ⅴ	1	30	
				基礎看護学方法論Ⅵ	1	30	
				看護研究	1	30	
	地域・在宅看護論	6	135	地域・在宅看護概論	1	30	
				地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15	
				地域・在宅看護方法論Ⅱ	2	45	
				地域・在宅看護方法論Ⅲ	2	45	
	成人看護学	6	180	成人看護学概論	1	30	
				成人看護学方法論Ⅰ	1	30	
				成人看護学方法論Ⅱ	2	60	
				成人看護学方法論Ⅲ	1	30	
				成人看護学方法論Ⅳ	1	30	

老年看護学	4	90	老年看護学概論	1	30	
			老年看護学方法論Ⅰ	1	15	
			老年看護学方法論Ⅱ	1	30	
			老年看護学方法論Ⅲ	1	15	
小児看護学	4	120	小児看護学概論	1	30	
			小児看護学方法論Ⅰ	2	60	
			小児看護学方法論Ⅱ	1	30	
母性看護学	4	105	母性看護学概論	1	30	
			母性看護学方法論Ⅰ	2	60	
			母性看護学方法論Ⅱ	1	15	
精神看護学	4	90	精神看護学概論	1	30	
			精神看護学方法論Ⅰ	1	15	
			精神看護学方法論Ⅱ	2	45	
看護の統合と実践	4	120	看護の統合と実践Ⅰ	1	30	
			看護の統合と実践Ⅱ	1	30	
			看護の統合と実践Ⅲ	2	60	
臨地実習	26	885	基礎看護学	4	135	
			地域・在宅看護論	5	150	
			成人看護学	4	150	
			老年看護学	4	120	
			小児看護学	3	90	
			母性看護学	2	60	
			精神看護学	2	90	
			看護の統合と実践	2	90	
小計	71	2,100		71	2,100	
総計	108	3,000		108	3,000	

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の規定は、令和4年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

後	改正前
<p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則 平成20年2月25日教育委員会規則第2号</p> <p>(単位の計算方法) 第9条 各授業科目の1単位は、次に掲げる授業の区分に応じた時間数とする。 (1) 講義及び演習 15時間から30時間 (2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間 (3) 臨地実習 <u>30時間から45時間</u></p> <p>(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (3) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者 (<u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条に規定する者</u>)</p> <p>(転入学) 第17条 校長は、転入学を志願し、転入学願(別記第7号様式)を提出した者があるときは、選考の上、適当と認め、かつ、本校に欠員がある場合に限り、転入学を許可することができる。 2 前項の規定により転入学を許可された者が<u>既に</u>修得した授業科目、授業時間及び単位の取扱い並びに在学すべき年数は、校長が決定する。</p> <p>(既修得単位の認定) 第20条 大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所の卒業生で本校に入学した者が<u>既に</u>修得した単位の認定を申請したときは、学習内容を審査した上で本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の2分の1を越えない範囲で単位を認定することができる。</p>	<p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則 平成20年2月25日教育委員会規則第2号</p> <p>(単位の計算方法) 第9条 各授業科目の1単位は、次に掲げる授業の区分に応じた時間数とする。 (1) 講義及び演習 15時間から30時間 (2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間 (3) 臨地実習 <u>45時間</u></p> <p>(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (3) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者 (<u>学校教育法施行規則第150条に規定する者</u>)</p> <p>(転入学) 第17条 校長は、転入学を志願し、転入学願(別記第7号様式)を提出した者があるときは、選考の上、適当と認め、かつ、本校に欠員がある場合に限り、転入学を許可することができる。 2 前項の規定により転入学を許可された者が<u>すでに</u>修得した授業科目、授業時間及び単位の取扱い並びに在学すべき年数は、校長が決定する。</p> <p>(既修得単位の認定) 第20条 大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所の卒業生で本校に入学した者が<u>すでに</u>修得した単位の認定を申請したときは、学習内容を審査した上で本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の2分の1を越えない範囲で単位を認定することができる。</p>

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

後								改正前							
<p>2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で、本校に入学した者が<u>既に</u>修得した<u>単位</u>の認定を申請したときは、学習内容を審査した上で本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、基礎分野に限って単位を認定することができる。</p> <p>（卒業の認定） 第21条 校長は、学校に3年以上在籍し、別表に掲げる科目の<u>108単位</u>全ての単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。</p> <p>別表（第8条、第21条関係） 教育課程及び単位</p>								<p>2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で、本校に入学した者が<u>すでに</u>修得した<u>単位</u>の認定を申請したときは、学習内容を審査した上で本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、基礎分野に限って単位を認定することができる。</p> <p>（卒業の認定） 第21条 校長は、学校に3年以上在籍し、別表に掲げる科目の<u>100単位</u>全ての単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。</p> <p>別表（第8条関係） 教育課程及び単位</p>							
区分	教育内容	単位	時間	学科目	単位	時間	備考	区分	教育内容	単位	時間	学科目	単位	時間	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	4	105	情報科学	2	45		基礎分野	科学的思考の基盤	3	90	情報科学	1	30	
				論理学	1	30						論理学	1	30	
				心理学	1	30						心理学	1	30	
	人間と人間生活の理解	10	255	人間関係論	1	30		人間と人間生活の理解	10	270	人間関係論	1	30		
				生物学	1	30					生物学	1	30		
				外国語Ⅰ	1	30					外国語Ⅰ	1	30		
				外国語Ⅱ	1	30					外国語Ⅱ	1	30		
				教育学	1	30					教育学	1	30		
				倫理学	1	30					倫理学	1	30		
				体育Ⅰ	1	15					体育Ⅰ	1	30		
体育Ⅱ	1	15		体育Ⅱ	1	15									

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

後							改正前							
				社会・家族論	1	30					社会・家族論	1	30	
				文化人類学	1	15					文化人類学	1	15	
	小計	14	360		14	360		小計	13	360		13	360	
専 門 基 礎 分 野	人体の構造 と機能	9	210	解剖生理学Ⅰ	1	30	専 門 基 礎 分 野	人体の構造 と機能	8	195	解剖生理学Ⅰ	1	30	
				解剖生理学Ⅱ	2	45					解剖生理学Ⅱ	1	30	
				解剖生理学Ⅲ	2	45					解剖生理学Ⅲ	2	45	
				解剖生理学Ⅳ	2	45					解剖生理学Ⅳ	2	45	
				栄養学	1	15					栄養学	1	15	
				生化学	1	30					生化学	1	30	
	疾病の成り 立ちと回復 の促進	8	225	微生物学	1	30	疾病の成り 立ちと回復 の促進	8	225	微生物学	1	30		
				薬理学	1	30				薬理学	1	30		
				病理学（総論）	1	30				病理学（総論）	1	30		
				疾病・治療論Ⅰ	2	60				疾病・治療論Ⅰ	2	60		
				疾病・治療論Ⅱ	2	45				疾病・治療論Ⅱ	2	45		
				疾病・治療論Ⅲ	1	30				疾病・治療論Ⅲ	1	30		
	社会保障制 度と生活者 の健康	6	105	公衆衛生学	1	30	社会保障制 度と生活者 の健康	6	90	公衆衛生学	2	30		
				社会福祉Ⅰ	1	15				社会福祉	1	15		
				社会福祉Ⅱ	1	15				総合保健医療論	1	15		
				総合保健医療論	1	15				関係法規	1	15		

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

後							改正前								
				関係法規	1	15					健康科学論	1	15		
				健康科学論	1	15					小計	22	510		
	小計	23	540		23	540									
専 門 分 野	基礎看護学	13	375	基礎看護学概論Ⅰ	1	30	—	専 門 分 野 Ⅰ	基礎看護学	12	315	基礎看護学概論Ⅰ	1	30	
				基礎看護学概論Ⅱ	1	30	—					基礎看護学概論Ⅱ	1	15	
				基礎看護学方法論Ⅰ	2	45	—					基礎看護学方法論Ⅰ	2	60	
				基礎看護学方法論Ⅱ	3	90	—					基礎看護学方法論Ⅱ	2	60	
				基礎看護学方法論Ⅲ	2	60	—					基礎看護学方法論Ⅲ	1	30	
				基礎看護学方法論Ⅳ	1	30	—					基礎看護学方法論Ⅳ	1	15	
				基礎看護学方法論Ⅴ	1	30	—					基礎看護学方法論Ⅴ	1	30	
				基礎看護学方法論Ⅵ	1	30	—					看護研究	1	30	
				看護研究	1	30	—					コミュニケーション技 術	1	15	
	地域・在宅 看護論	6	135	地域・在宅看護概論	1	30	—	臨地実習	3	135	基礎看護学実習	3	135		
				地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15	—				小計	15	450		
				地域・在宅看護方法論Ⅱ	2	45	—				専 門 分 野 Ⅱ	成人看護学	6	180	成人看護学概論
	地域・在宅看護方法論Ⅲ	2	45	—	成人看護学方法論Ⅰ	1	30								
成人看護学	6	180	成人看護学概論	1	30	—	成人看護学方法論Ⅱ	1	30						
			成人看護学方法論Ⅰ	1	30	—									

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

後							改正前						
			成人看護学方法論Ⅱ	2	60	—				成人看護学方法論Ⅲ	1	30	
			成人看護学方法論Ⅲ	1	30	—				成人看護学方法論Ⅳ	1	30	
			成人看護学方法論Ⅳ	1	30	—				成人看護学方法論Ⅴ	1	30	
老年看護学	4	90	老年看護学概論	1	30	—	老年看護学	4	105	老年看護学概論	1	30	
			老年看護学方法論Ⅰ	1	15	—				老年看護学方法論Ⅰ	1	30	
			老年看護学方法論Ⅱ	1	30	—				老年看護学方法論Ⅱ	1	30	
			老年看護学方法論Ⅲ	1	15	—				老年看護学方法論Ⅲ	1	15	
小児看護学	4	120	小児看護学概論	1	30	—	小児看護学	4	105	小児看護学概論	1	30	
			小児看護学方法論Ⅰ	2	60	—				小児看護学方法論Ⅰ	2	60	
			小児看護学方法論Ⅱ	1	30	—				小児看護学方法論Ⅱ	1	15	
母性看護学	4	105	母性看護学概論	1	30	—	母性看護学	4	105	母性看護学概論	1	30	
			母性看護学方法論Ⅰ	2	60	—				母性看護学方法論Ⅰ	1	30	
			母性看護学方法論Ⅱ	1	15	—				母性看護学方法論Ⅱ	1	30	
										母性看護学方法論Ⅲ	1	15	
精神看護学	4	90	精神看護学概論	1	30	—	精神看護学	4	90	精神看護学概論	1	30	
			精神看護学方法論Ⅰ	1	15	—				精神看護学方法論Ⅰ	1	15	
			精神看護学方法論Ⅱ	2	45	—				精神看護学方法論Ⅱ	1	30	
										精神看護学方法論Ⅲ	1	15	
看護の統合と実践	4	120	看護の統合と実践Ⅰ	1	30	—	臨地実習	16	720	成人看護学	6	270	
			看護の統合と実践Ⅱ	1	30	—							
			看護の統合と実践Ⅲ	2	60	—							

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

後							改正前							
11	臨地実習	26	885	基礎看護学	4	135	—	小計	38	1,305	老年看護学	4	180	
				地域・在宅看護論	5	150	—				小児看護学	2	90	
				成人看護学	4	150	—				母性看護学	2	90	
				老年看護学	4	120	—				精神看護学	2	90	
				小児看護学	3	90	—							
				母性看護学	2	60	—							
				精神看護学	2	90	—							
				看護の統合と実践	2	90	—							
	小計	71	2,100	—	71	2,100	—							
総計	108	3,000		108	3,000									
統合分野	在宅看護論	4	90	在宅看護概論	1	30		看護の統合と実践	4	120	看護管理と生涯学習	1	30	
				在宅看護方法論Ⅰ	1	15					災害看護	1	30	
				在宅看護方法論Ⅱ	1	30					看護安全論Ⅰ	1	30	
				在宅看護方法論Ⅲ	1	15					看護安全論Ⅱ	1	30	
	臨地実習	4	180	在宅看護論	2	90		臨地実習	4	180	在宅看護論	2	90	
				看護の統合と実践	2	90					看護の統合と実践	2	90	
	小計	12	390		12	390		小計	12	390		12	390	
	総計	100	3,015		100	3,015		総計	100	3,015		100	3,015	

議案第24号

令和3年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年12月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和3年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体の表彰を決定したいので、本案を提出するもの。

令和3年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体 表彰者・表彰団体一覧

1 本表彰の趣旨

本市において、多年社会教育に尽力し、特に功労のあった個人及び団体を表彰し、その功労に報いるとともに社会教育の一層の振興を図るもの

2 今年度表彰者及び表彰団体

令和3年11月5日に開催された第5回社会教育委員の会議において審議・承認された表彰者及び表彰団体は下記のとおり

【 個人 】 8名 (活動部門・50音順)

No.	活動部門	氏名 (住所)	年齢	推薦部署・団体	功労実績等
1	社会教育活動部門	かきもと ようすけ 柿元 庸扶 (札元1丁目)	56	鹿屋市立寿北小学校	安全指導を行い、児童と地域の安全への貢献が認められたもの
2		よつもと ひさこ 四元 久子 (西原1丁目)	89	鹿屋女子高等学校	学校歯科医として勤務され、健康教育活動への功績が認められたもの
3	生涯スポーツ振興部門	いわもと ゆういち 岩元 勇一 (輝北町市成)	58	輝北コミュニティセンター	長年にわたる体育指導員活動での功績が認められたもの
4		おぐら こういちろう 小倉 浩一郎 (王子町)	66	鹿屋市スポーツ推進委員協議会	地域スポーツの振興への功績が認められたもの
5		はらぐち まさあき 原口 正明 (上谷町)	81	鹿屋市体育協会	競技スポーツ全般の振興への功績が認められたもの
6	文化振興部門	たばた ひろし 田畑 博司 (串良町細山田)	79	文化財センター	長年にわたる文化財保護活動の功績が認められたもの
7		ともだ いちこ 友田 イチ子 (串良町下小原)	82	串良公民館	串良町文化協会発展への寄与や、着物着付け等の後進育成の功績が認められたもの
8		わかやぎ わか せんりゆういえもと 若柳・和花扇 流家元 よこお ゆうこ 横尾 優子 (西原2丁目)	53	鹿屋市文化協会	学習センターでの指導等、多数率先参加し、施設利用者の日々の生活の励みや文化向上への貢献が認められたもの

【 団体 】 2団体 (活動部門)

No.	活動部門	団体名	推薦部署・団体	功労実績等
1	社会教育活動部門	吾平小学校PTA	鹿屋市PTA連絡協議会	地域とPTAが積極的に連携し、様々な地域課題への貢献が認められたもの
2	生涯スポーツ振興部門	鹿屋市サイクリング協会	鹿屋市体育協会	競技力向上及びスポーツ振興への貢献が認められたもの

3 表彰式について

令和4年2月25日(金)開催の第6回社会教育員の会議にて表彰式を開催予定

議案第25号

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年12月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴い、鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の別表にある決裁事項の一部を改正するもの。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「第14号、第23号及び第24号」を「第15号、第24号及び第25号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後						改正前					
○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 別表第1（第4条、第6条関係） 1 庶務に関する事項						○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 別表第1（第4条、第6条関係） 1 庶務に関する事項					
(略)						(略)					
2 服務等に関する事項						2 服務等に関する事項					
決裁事項	教育長	専決区分			合議先	決裁事項	教育長	専決区分			合議先
		次長	課長等	所属長	教育総務課長			次長	課長等	所属長	教育総務課長
(略)						(略)					
職員の特別休暇(鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年鹿屋市規則第40号)第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇に限る。)の承認に関すること。		次長・課長等	所属長・所属職員		○	職員の特別休暇(鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年鹿屋市規則第40号)第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休暇に限る。)の承認に関すること。		次長・課長等	所属長・所属職員		○

改正後						改正前					
職員の短期病休及び特別休暇(鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、 <u>第15号、第24号及び第25号</u> に掲げる特別休暇を除く。)の承認に関すること。		次長・課長等	所属長・所属職員			職員の短期病休及び特別休暇(鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、 <u>第14号、第23号及び第24号</u> に掲げる特別休暇を除く。)の承認に関すること。		次長・課長等	所属長・所属職員		
(略)						(略)					
備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。						備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。					

報告(1) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について

【 省 略 】

「第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画」策定について

1 概要

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことが出来るように、家庭・地域・学校等における環境の整備など読書活動の推進に関する施策についての計画を教育委員会全体（教育総務課・学校教育課・生涯学習課）で策定するもの

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 計画の特色

- (1) 「親子の20分間読書」運動を通じ、親子のふれあいを大切にします。
 - 共通実践事項の設定（朝読み夕読み、家読の時間、親子読書の日等）
 - 地域やPTA等との連携（運動推進PTAの委嘱、町内会での活動等）
- (2) 発達段階に応じた取組により、読書への関心を高めます。
 - 成長に応じた「絵本カリキュラム」や「おすすめ本リスト」等の作成
 - セカンドブック事業やサードブック事業の実現
- (3) いつでも、どこでも、気軽に読書を楽しめる環境を整備します。
 - まちなか図書館の設置場所の拡充（放課後児童クラブ、寺子屋等）
 - 電子書籍の導入（児童生徒のタブレット活用）及び移動図書館車の活用促進

4 今後のスケジュール

年	月 日	内 容
令和3年	12月10日	12月定例教育委員会（目次、概要版の提示）
	12月21日～1月19日	パブリックコメント期間（広報かのや12月13日号掲載）
令和4年	1月20日～	意見集約・校正
	2月上旬	第2回図書館協議会開催（計画案の提示）
	2月中旬	第3回鹿屋市読書活動推進懇話会開催（計画案の提示）
	3月上旬	3月定例教育委員会（計画案の付議）
	4月1日～	「第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画」配布

5 計画の配布先

配布先		配布内訳	配布部数
学 校 等	市内小・中学校	35校×2部	70部
	市内高等学校・看護学校	7校×1部	7部
	幼稚園・保育園・認定こども園等	51園×1部	51部
図 書 館	県立図書館、市立図書館、公民館図書室	5館×2部	10部
	県立図書館協会肝属支部	9町×1部	9部
鹿児島県	社会教育課、学校教育課、肝属教育事務所	3課×2部	6部
鹿 屋 市	市長、副市長、議会関係	12人×1部	12部
	教育委員会関係者及び計画関連課	31人×1部	31部
	公民館・学習センター等関連施設	22施設×1部	22部
	予備		32部
			250部

子ども読書活動推進計画 目次比較

鹿屋市		鹿屋市	
策定	鹿屋市 第4次計画	鹿屋市 第4次計画(案)	鹿屋市 第3次計画
キャッチフレーズ	「一日20分読書運動」 ～心に残る1冊の本との出会い～ 令和元年度～令和5年度	「親と子の20分間読書」運動 ～親と子のふれあいを大切に～ 令和4年度～令和8年度	平成29年度～令和3年度
計画期間	鹿屋島県における近年の読書活動推進の流れ 令和元年度～令和5年度	計画の位置づけ 令和4年度～令和8年度	平成29年度～令和3年度
はじめに	鹿屋島県における近年の読書活動推進の流れ	計画の位置づけ	平成29年度～令和3年度
第1章	第3次計画期間(平成26年度～平成30年度)における取組と課題	第3次計画期間(平成29年度～令和3年度)における取組と課題等	計画の策定にあたって
	I 主な取組と成果	I 主な取組と成果	I 子どもの読書活動推進の重要性
	II 第3次計画期間における現状と課題等	II 家庭・地域における取組と成果	II 計画の位置づけ
		III 学校における取組と成果	III これまでの取組と成果と課題
		IV 第3次計画期間における現状と課題等	IV アンケート結果から見えてくる今後の課題
		I 家庭・地域に関わる課題と背景	V 推進計画における重点課題
		II 学校に関わる課題と背景	
第2章	基本的方針	基本的な考え方	基本的な考え方
	I 1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～	I 基本目標と基本方針	I 基本目標と基本方針
		II 推進計画の達成目標	II 推進計画の達成目標
第3章	子どもの読書活動の推進のための方策	子どもの読書活動推進のための取組	計画推進のための取組
	I 発達段階に応じた取組	I 発達段階に応じた取組	I 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
	II 家庭における子どもの読書活動の推進	II 家庭における子どもの読書活動の推進	1 家庭における子どもの読書活動の推進
	1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	2 市立図書館等における子どもの読書活動の推進
	2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組	2 「親と子の20分間読書」運動の推進	II 学校等における子どもの読書活動の推進
	III 地域における子どもの読書活動の推進	3 家庭への支援	1 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進
	1 公立図書館	III 地域における子どもの読書活動の推進	2 学校における子どもの読書活動の推進
	2 民間団体等への支援	1 公共図書館(室)における読書活動の推進	III 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備
	III 学校等における子どもの読書活動の推進	II 地域における読書環境の整備	1 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
	1 幼稚園・保育所等	IV 学校等における子どもの読書活動の推進	2 推進体制の整備
	2 小学校・中学校	IV 学校等における子どもの読書活動の推進	
	3 高等学校	1 読学前の子どもたちへの取組み(乳幼児・就園時)	
	4 障書のある子どもの読書活動の推進	2 小学校・中学校・高等学校	
	5 学校図書館の機能強化	3 障がいのある子どもの読書活動の推進	
	V 子どもの読書への関心を高める取組	V 子どもの読書への関心を高める取組	
	I 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	1 良い本と出会う取組	
	2 「子ども読書の日」を中心とした取組	2 関心を高める有効な活動	
	3 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	VI 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	
	3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
		2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
		2 読書活動における各種情報の収集・提供	
第4章	推進体制の整備	推進体制の整備	推進体制の整備
	1 子どもの読書活動の推進体制の整備	1 子どもの読書活動の推進体制の整備	1 子どもの読書活動の推進に関する法律
	2 地方公共団体における連携・協力体制の整備	2 各種団体等との連携・協力体制の整備	・読書活動に関するアンケート
	3 各種団体等との連携・協力の促進	・第4次推進計画における達成目標	・公共図書館(室)の利用案内
	・第4次推進計画における達成目標	・子どもの読書活動の推進に関する法律	・平成28年度読書グループ編成状況
	・子どもの読書活動の推進に関する法律	・鹿屋市内の公共図書館(室)	・子ども読書活動に関するホームページ一覧
	・子どもの読書活動に関するホームページ一覧	・子どもの読書活動に関するホームページ一覧	・子ども読書活動に関するホームページ一覧
	・第4次鹿屋島県子ども読書活動推進計画の概要	・令和2年度「親と子の20分間読書」運動推進PTAの取組一覧	・「1日20分読書」運動
		・平成28年度全国学力・学習状況調査「児童・生徒の学習状況と教科の平均正答率の関係」	
資料			

報告(3) 文部科学大臣表彰「社会教育功労者表彰」について

- 1 受賞者 ^{ますみつ}増満 ^{ふさこ}房子氏 (83歳・鹿屋市祓川町在住)
- 2 表彰式 令和3年11月5日(金) 14:00~14:20
※ 代表者による式典及びオンライン配信
- 3 場所 文部科学省旧文部省庁舎6階第2講堂
- 4 表彰名 令3年度社会教育功労者表彰 (アに該当)
(ア) 地域における社会教育の振興に功労があったもの (87人)
(イ) 全国的な社会教育の振興に功労があったもの (10人)
(ウ) 文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があったもの (13人)

5 受賞内容

長年にわたり、祓川校区、鹿屋市、肝属地区の婦人団体連絡協議会会長を務め、女性の生涯学習推進等の地域社会活動に尽力され、婦人の地位向上に貢献等の功績が認められて受賞した
もの

6 その他

- (1) 鹿屋市のこれまでの受賞状況 なし
- (2) 表彰状伝達式
日時：令和3年11月19日(金) 15時50分~16時00分
場所：教育長室
- (3) 市長表敬
日時：令和3年11月19日(金) 16時00分~16時30分
場所：庁議室



報告(4) 鹿屋市市民交流センターの指定管理等の在り方見直しについて

【 省 略 】

報告(5) 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表中第24号を第25号とし、第6号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精を受ける場合にあつては、10日）の範囲内の期間
---	---

第29条第2項中「第6号」を「第7号」に改め、同条第4項中「第6号及び第7号」を「第7号及び第8号」に改め、同条第8項中「第6号」を「第7号」に改め、同条第9項中「第7号」を「第8号」に改め、同条第11項中「第12号から第14号まで」を「第6号及び第13号から第15号まで」に改め、同条第12項中「第14号」を「第15号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
○鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成18年1月1日規則第40号		○鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成18年1月1日規則第40号	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第29条 条例第16条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。		第29条 条例第16条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。	
事由	期間	事由	期間
(略)		(略)	
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までにおける週休日、 条例第8条の2第1項 の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間	5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までにおける週休日、 条例第8条の2第1項 の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間
6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精を受ける場合にあつては、10日)の範囲内の期間		
<u>7</u> 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申	出産の日までの申し出た期間	<u>6</u> 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週	出産の日までの申し出た期間

改正後		改正前	
し出した場合		間) 以内に出産する予定である女性職員が申し出した場合	
<u>8</u> 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出した場合において医師又は助産師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)	<u>7</u> 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出した場合において医師又は助産師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
<u>9</u> 略	略	<u>8</u> 略	略
<u>10</u> 略	略	<u>9</u> 略	略
<u>11</u> 略	略	<u>10</u> 略	略
<u>12</u> 略	略	<u>11</u> 略	略
<u>13</u> 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合において、次に掲げる理由のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 当該出産に係る入院の付添い等のため イ 当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含	当該期間内における7日の範囲内の期間	<u>12</u> 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合において、次に掲げる理由のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 当該出産に係る入院の付添い等のため イ 当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又	当該期間内における7日の範囲内の期間

改正後		改正前	
む。)を養育する職員が、これらの子を養育するため		は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子を養育するため	
<u>14</u> 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	<u>13</u> 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
<u>15</u> 要介護者の介護及び要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	<u>14</u> 要介護者の介護及び要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
<u>16</u> 略	略	<u>15</u> 略	略
<u>17</u> 略	略	<u>16</u> 略	略
<u>18</u> 略	略	<u>17</u> 略	略
<u>19</u> 略	略	<u>18</u> 略	略
<u>20</u> 略	略	<u>19</u> 略	略

改正後		改正前	
<u>21</u> 略	略	<u>20</u> 略	略
<u>22</u> 略	略	<u>21</u> 略	略
<u>23</u> 略	略	<u>22</u> 略	略
<u>24</u> 略	略	<u>23</u> 略	略
<u>25</u> 略	略	<u>24</u> 略	略
<p>2 前項の表第7号に規定する出産予定日は、医師又は助産師の証明に基づくものでなければならない。</p> <p>3 就業が著しく困難である生理日が2日を超える場合は、その2日を超える生理日は病気休暇として取り扱うことができる。</p> <p>4 条例第19条の規則で定める特別休暇は、第1項の表第7号及び第8号の休暇とする。</p> <p>5 特別休暇（前項に規定するものを除く。次項において同じ。）の承認を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムに所要事項を入力することにより任命権者に請求しなければならないものとし、これにより難しい場合は、あらかじめ年次有給休暇等処理簿に記入することにより任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p> <p>6 任命権者は、特別休暇の請求について、第1項の表各号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>7 任命権者は、第1項の表第4号の休暇を承認するに当たっては、ボランティア活動計画書（別記第4号様式）の提出を求めるものとする。</p> <p>8 第1項の表第7号の申出は、あらかじめ産前産後休暇届（別記第4号の2様式）</p>		<p>2 前項の表第6号に規定する出産予定日は、医師又は助産師の証明に基づくものでなければならない。</p> <p>3 就業が著しく困難である生理日が2日を超える場合は、その2日を超える生理日は病気休暇として取り扱うことができる。</p> <p>4 条例第19条の規則で定める特別休暇は、第1項の表第6号及び第7号の休暇とする。</p> <p>5 特別休暇（前項に規定するものを除く。次項において同じ。）の承認を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムに所要事項を入力することにより任命権者に請求しなければならないものとし、これにより難しい場合は、あらかじめ年次有給休暇等処理簿に記入することにより任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p> <p>6 任命権者は、特別休暇の請求について、第1項の表各号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>7 任命権者は、第1項の表第4号の休暇を承認するに当たっては、ボランティア活動計画書（別記第4号様式）の提出を求めるものとする。</p> <p>8 第1項の表第6号の申出は、あらかじめ産前産後休暇届（別記第4号の2様式）</p>	

改正後	改正前
<p>に記入することにより任命権者に対して行わなければならない。</p> <p>9 第1項の表第8号に掲げる場合に該当することになった女性職員は、産前産後休暇届に記入することによりその旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。</p> <p>10 前条第6項及び第7項の規定は、特別休暇について準用する。</p> <p>11 第1項の表第6号及び第13号から第15号までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のその全てを使用することができる。</p> <p>12 任命権者は、第1項の表第15号の休暇を承認するに当たっては、要介護者の状態等申出書（別記第4号の3様式）の提出を求めるものとする。</p> <p>13 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>14 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）</p> <p>(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分</p>	<p>に記入することにより任命権者に対して行わなければならない。</p> <p>9 第1項の表第7号に掲げる場合に該当することになった女性職員は、産前産後休暇届に記入することによりその旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。</p> <p>10 前条第6項及び第7項の規定は、特別休暇について準用する。</p> <p>11 第1項の表第12号から第14号までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のその全てを使用することができる。</p> <p>12 任命権者は、第1項の表第14号の休暇を承認するに当たっては、要介護者の状態等申出書（別記第4号の3様式）の提出を求めるものとする。</p> <p>13 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>14 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）</p> <p>(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分</p>

報告(6) 鹿屋市事務決裁規程の一部改正について

鹿屋市事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市事務決裁規程（平成18年鹿屋市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第12項中「第29条第1項」を「第29条第1項の表」に、「第14号、第23号及び第24号」を「第6号、第15号、第24号及び第25号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

鹿屋市事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後										改正前											
○鹿屋市事務決裁規程 平成18年1月1日訓令第3号										○鹿屋市事務決裁規程 平成18年1月1日訓令第3号											
別表第1（第4条関係）各課共通の事項 1～11 略 12 所属職員の服務に関すること。										別表第1（第4条関係）各課共通の事項 1～11 略 12 所属職員の服務に関すること。											
事項	決裁責任者				合議先		根拠法令				事項	決裁責任者				合議先		根拠法令			
	市長	副市長	部長 総合支所長	課長	本庁	支所	法令名	条項				市長	副市長	部長 総合支所長	課長	本庁	支所	法令名	条項		
略										略											
職員の特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年規則第40号）第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第6号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇に限る。）の承認										職員の特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年規則第40号）第29条第1項第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休暇に限る。）の承認											
	総合支所			総合支所長	所属職員	総務課	住民サービス				総合支所			総合支所長	所属職員	総務課長	住民サービス				

改正後										改正前									
				課長			課長							課長			課長		
職員の短期病休及び特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第6号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇を除く。）の承認				部長 総合 支所 長 課長	所属 職員		鹿屋市 職員の 勤務時 間、休 暇等 に関 する 条 例	第19 条		職員の短期病休及び特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休暇を除く。）の承認				部長 総合 支所 長 課長	所属 職員		鹿屋市 職員の 勤務時 間、休 暇等 に関 する 条 例	第19 条	
略										略									
13 略										13 略									